

○男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント等 撲滅推進会議設置要綱

平成30年9月26日

要綱第4号

改正 令和2年4月1日 要綱第5号

令和4年5月1日 消本訓令第9号

(設置)

第1条 男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント等撲滅推進会議(以下「会議」という。)を消防本部に設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消防本部における、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント等(消防に関連する不祥事を含む。以下「ハラスメント等」という。)を撲滅するための施策の企画・立案
- (2) ハラスメント等を防止するための研修及び啓発・広報活動の総括
- (3) ハラスメント等の事案が発生した場合における再発防止措置案の策定
- (4) ハラスメント等を防止するための施策の進捗状況の管理
- (5) その他ハラスメント等の撲滅のために必要な事務

(組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、消防長をもって充てる。
- 3 副委員長は、消防次長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者を委員長が任命する。
 - (1) 総務課長、警防課長、予防課長、通信指令課長、救急課長、消防署長及び副署長
 - (2) 衛生管理者、その他委員長が必要と認めた消防職員
- 5 委員長が特に必要と認める場合、前項の規定にかかわらず、識見を有する第三者に委員の委嘱をすることができる。
- 6 委員長は、必要があると認める場合において、職員をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 7 委員長は、会務を総理する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、毎年度に一回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。
- 3 会議は、委員長、副委員長及び過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の活動に関する協力)

第5条 会議は、必要に応じて職員、男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント相談窓口及び男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント等通報窓口並びに男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント等調査委員会に対し、その業務について協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議に関する庶務は、消防本部総務課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年5月1日から施行する。